

平戸市ふれあいバスA I オンデマンド交通システム構築・運用業務委託仕様書

1. 業務名

平戸市ふれあいバスA I オンデマンド交通システム構築・運用業務（以下、「本業務」という。）

2. 仕様書の位置づけ

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、平戸市（以下、「本市」という。）が取り組む本業務に関する説明資料として作成したものである。

なお、本業務の調達について、公募型プロポーザル方式を採用することから、仕様書において本市が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法などについて提案するものとする。

仕様書に記載された要件は最低限必要であるものと考えているが、実現できない要件がある場合又は代替案による場合は、提案書に必ず明記すること。

3. 用語の定義

仕様書に用いる用語の意味は、以下のとおりである。

(1)A I オンデマンド交通システム

希望する目的地や運行時刻等の情報を入力することで、車両の現在地や運行状況等の情報を踏まえた効率的な運行ルートを生成し、車両に設置された端末を通じて自動配車指示を行うことができるシステムをいう。

(2)サービス提供事業者

A I オンデマンド交通システム（以下、「システム」という。）を構築し、本市との契約に基づいて、システムの機能等を提供する事業者をいう。

4. 目的

本市の地域公共交通を、持続可能かつ利用者にとって利便の高い交通体系とすることに関し、高齢者をはじめとした市民の移動需要に応え、その生活の質向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービスの実現を図るため、システムを導入する。本業務は、交通空白の解消に向け、以下を実現することを目的とする。

- ・事業の円滑な実施
- ・持続可能な運営モデルの確立
- ・高齢者等の外出機会の創出
- ・既存公共交通との補完・連携による地域交通ネットワークの強化

5. 契約期間

本業務の契約期間は、概ね以下のとおりとする。ただし、詳細については本市と協議の上、決定する。

(1)システム構築、立上げ支援

契約締結日から令和8年9月30日まで

(2)システム運用・保守

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

6. 運行概要

(1)運行開始時期

令和8年10月1日

(2)運行区域

①大島デマンド便：大島村全域

②中部Aルート：根獅子町、飯良町、迎紐差町、紐差町（一部）、深川町、朶の原町、迎紐差町、草積町、宝亀町、木場町

③中部Bルート（平日）：春日町、高越町、獅子町、大石脇町、紐差町（一部）、赤松町、大川原町、木ヶ津町

（土曜）：平戸市中部地区全域、生月町南免

④南部ルート：早福町、津吉町、上中津良町、下中津良町、堤町、前津吉町、志々伎町、大志々伎町、鮎川町、猪渡谷町、大佐志町、神ノ川町、敷佐町、神船町、田代町、船木町、無代寺町、辻町、西中山町、東中山町、小田町、野子町、神上町

(3)運行時間帯

①大島デマンド便：月～日 6：30～19：00

②中部Aルート：平日 8：30～10：30、13：45～15：15

③中部Bルート：平日 13：30～16：00 土曜 13：30～18：00

④南部ルート：月～土 13：30～16：30

(4)運行方法

利用者自宅（事前登録）から目的地までをドアツードアで運行（事前予約制）することを基本とする。

(5)車両台数

運行台数4台

(6)運行及び予約受付

本市が指定する運行事業者が行う。

7. 業務の概要

(1) システム構築・運用・保守

- ① システム構築、設定等を行うこと。システムは、利用者のための予約機能、運行事業者（運転手、管理者）のための確認機能や管理機能を備え、それぞれ次項以降に示す条件を満たすものであること。
- ② 予約機能
 - ア 電話及び本市公式LINEでの利用予約に対応可能な以下の条件を満たす予約機能を構築すること。乗車場所からの出発時刻、降車場所への到着時刻いずれの希望時刻でも予約ができるシステムであること。
 - イ 利用者の希望通りに予約が取れない場合に、その希望時刻に近い予約可能時刻の提案機能があること。
 - ウ 利用者が自身の予約状況を確認できること。利用者が乗降場所や迎車車両の現在地を地図上で確認できること。
- ③ 車載確認機能
運行車両内に搭載し運転手が取り扱うための以下の条件を満たす機能を構築すること。
 - ア 予約情報・経路・運賃等の確認ができること。
 - イ 遠隔で車載器状況確認や操作支援ができること。
- ④ 管理機能
運行事業者がリアルタイムで運行状況等を把握するための以下の条件を満たす機能を構築すること。
 - ア 現在の予約状況だけでなく、過去の運行記録も確認できること。
 - イ 利用者や予約状況の閲覧・登録・編集ができること。
 - ウ さらに利用促進に向けた改善検討等に活用できるよう各種データを蓄積し、随時システム内で集計されること。また必要に応じてデータ出力できること。
 - エ 運行計画や停留所の追加、削除などの各種設定が柔軟に変更でき、即時反映されること。
 - オ 事前予約の締め切りを自由に設定でき、柔軟に変更できること。
 - カ 複数の運行エリア、複数の運行車両を1つのシステムで管理運営できること。
- ⑤ 運行事業者（運転手及び事務員）並びに本市担当職員へのシステム操作に関する説明及び指導を行うこと。また、運行事業者向けのマニュアルの作成を行い、納入を行うこと。
- ⑥ 取り扱う情報・個人情報について、適切な情報セキュリティ対策を講じ、保護すること。
- ⑦ システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行い、システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の処置を講じること。また、障害の原因や対応状況につ

いて、復旧までの間随時本市に報告を行うこと。

- ⑧システム障害や車載器の不具合が発生した際は、本市と連携して迅速に復旧できる体制を構築すること

(2)運行準備業務

- ①既存の遠隔運行管理システム端末との互換性を検証すること。
- ②地域住民への周知活動を支援すること。

(3)利用者登録

現在の利用者リストのシステム登録をすること。初めて登録する利用者に関しては、高齢者をはじめとするデジタル機器の操作が困難な方を対象者として想定すること。なお、本市公式LINEによる登録受付環境についても整備を行うこと。

(4)利用促進・事業改善業務

①利用促進施策等の助言

利用登録者増加、登録者の継続利用を促す仕掛けを本市担当職員へ助言すること。（高齢者等の外出機会の創出等）

②運行の分析・改善

適宜、運行・利用状況を分析し、収支向上・利便性向上・効率的配車のための改善策の立案すること。

(5)その他

事業立ち上げ段階から継続的に支援すること。打合わせは対面又はオンラインを基本とする。

また、専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案を行うこと。

8. 成果品

- (1)システム一式（各種ライセンス・環境構築完了）
- (2)事業計画書及び準備期間工程表
- (3)システム設定書
- (4)保守・運用体制
- (5)ユーザー利用マニュアル
- (6)管理者及びドライバー使用マニュアル

9. その他の要件

本業務の履行にあたっては、受託者は関係法令を厳格に遵守することとする。また、本仕様書に定めのない事項は、本市と受託者の協議により決定する。